

紀宝町人権基本方針改定案の

## パブリックコメントを募集します

町では、社会情勢の変化や法令改正などを受け、人権尊重の社会づくりの取組をより一層進めるため、人権アンケートや人権施策審議会などのご意見を踏まえ、人権基本方針の改訂を行っています。町民のみなさんから改訂案へのご意見をいただくため、次のとおりパブリックコメントを募集します。

【募集期間】 3月11日（金）～22日（火）

【公表方法】 町のホームページ（3月11日に公開予定）をご覧ください。または役場福祉課窓口で閲覧できます。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。



スマートフォンで広報きほうが手軽に読めます

## アプリ「マチイロ」で広報紙を配信中

町では、より多くの方に気軽に広報紙を読んでもらえるよう、スマホアプリ「マチイロ」を導入しています。

町民の方はもちろん、町外の方も手軽に読むことができるので、ライフスタイルに合わせてぜひご利用ください。

※アプリの使用は無料ですが、アプリや広報紙をダウンロードするときは、通信料が必要です。

※アプリ内に表示される広告は、町とは関係がありません。

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。



アプリ「マチイロ」ダウンロードサイト

学びたい気持ちを応援

## 紀宝町奨学生を募集します

町では、能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって高等学校などの修学が困難な方に対し、令和4年度紀宝町奨学金を支給します。

返還が不要な給付型の奨学金ですので、応募資格に該当する方は、ぜひ申請してください。

### 【応募資格】

本人または、生計を同一にする家族が紀宝町に住所を有し、高等学校に在籍されている方  
※高等専門学校に在籍する方は、第3学年終了まで支給対象とします。

### 【奨学金の支給額】

年額 60,000 円以内  
※給付型のため、返還の必要はありません。

### 【募集期間】

3月18日（金）～4月28日（木）

### 【募集人員】

新1年生3名以内、新2年生1名以内、新3年生1名以内

### 【申請の手続き】

町教育委員会および町内中学校に備え付けている奨学金支給申請書に必要事項をご記入のうえ、その他必要書類と合わせて提出してください。

### 【結果の通知】

町教育委員会において選考を行い、結果を本人に通知します。

▶申し込みなど詳しくは、町教育委員会（☎33-0341）までお問い合わせください。



一緒に田舎の魅力を発信しませんか

## 「紀宝町げんき塾」のメンバーを募集します

「紀宝町げんき塾」は、町を元気にしたいと願う若者が集まり、まちの賑わいをテーマに、楽しく活動している団体です。

来年度も、この地域ならではの体験や田舎の魅力を自分たちで体験し、動画などで発信していく予定で、一緒に活動してくれるメンバーを募集します。みなさんのご参加をお待ちしています。

【対象】 町内在住または在勤の18歳から50歳

【参加費】 無料 ※報酬の支給はありません。

【活動期間】 4月から翌年3月末まで

※月1回程度開催予定

▶詳しくは、右QRコードから町ホームページをご覧ください。役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。



町ホームページ

雨量情報や河川情報が簡単にチェックできます

## 「紀宝町防災情報システム」を配信しています

町では「町防災情報システム」を配信しており、パソコンやスマートフォンなどから町内に設置している雨量計や水位計、ダムの放流状況などのデータを確認することができます。

これから雨の多い時期を迎えますので、ご自身の身を守るためにもぜひご利用ください。

また、防災情報についてはTwitterでもお知らせしています。

ぜひ紀宝町防災情報 "@bosai\_kiho" への登録をお願いします。



町防災情報 Twitter

町防災情報システムアドレス

<http://www.kasen.town.kiho.lg.jp/>



▶詳しくは、役場総務課防災対策室（☎33-0335）までお問い合わせください。

軽自動車税は4月1日時点の状況で課税します

## 軽自動車などの廃車、名義変更手続きはお早めに

軽自動車税は毎年4月1日の時点で登録がある軽自動車などを対象に1年分の税金を課税します。

所有している軽自動車を「今後使用しない」、「盗難された」、「他の人に譲った」などの場合には、3月末までに廃車または名義変更の手続きをしておかないと、課税の対象となりますので、ご注意ください。

車両区分別の手続き場所は右表のとおりです。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

### 軽自動車などの問い合わせ先

車両区分	問い合わせ先
・原動機付自転車 125cc以下、ミニカー	役場税務住民課 紀宝町鶴殿 324番地 (☎0735-33-0337)
・小型特殊自動車	
・二輪車 126cc以上	三重県紀南自家用自動車協会 御浜町阿田和 4926番地 5 (☎05979-2-1404)
・三輪以上の軽自動車 660cc以下	

※手続きに必要なものは、問い合わせ先へご確認ください。